

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月24日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第95号

杉並区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立公園条例施行規則（昭和51年杉並区規則第37号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書中「及び井草森公園駐車場」を「、井草森公園駐車場及び下高井戸おおぞら公園駐車場」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。